

丹波市に転入された方へ

※転入日に18歳以上40歳未満の方

若者定住 奨励金



市内に転入し6か月以上就職等を継続された方に
10万円の奨励金を交付します！！

〔対象者〕

以下の全ての要件に該当する方が対象です。

- (1) 転入日が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの方 ※住民票異動のある方
- (2) 転入日に18歳以上40歳未満の方 ※30歳以上の方は、転入日が令和6年4月1日以降の方に限る
- (3) 就職日又は起業日が令和7年4月30日までの方
- (4) 転入日又は就職日等のうち最も遅い日から6か月以上継続して市内に住所を有し居住する方
- (5) 転入日又は就職日等のうち最も遅い日から6か月以上継続して事業又は就職(※)している方
※正規雇用されている方(期間の定めなく、フルタイムで直接雇用されている方)

〔交付申請〕

交付申請書兼請求書に以下の書類を添付して提出してください。

- (1) 事業所が証明する就労証明書
- (2) 所得税法に基づく開業届の写し(個人事業主の場合)
- (3) 通帳又はキャッシュカードの写し
- (4) 6か月以上事業を継続していることが確認できる書類(起業の場合) ※売上台帳、帳簿等

〔申請期限〕

対象者となった日から3か月以内

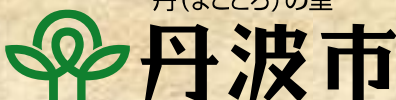
〔提出先〕

子育て支援課

申請書はこちらから



丹(まごころ)の里



〒669-3464 丹波市氷上町石生2059番地5

丹波市 健康福祉部 子育て支援課

☎0795-88-5751